

第9回新宿区議会政治倫理条例に関する懇談会会議要録（平成16年10月15日）

- 1 「新宿区議会議員政治倫理条例に関する答申案の審議」を議題として、議論した。
はじめに、会長が前回案と違うところを説明した。

2ページの上段のところ、宣言しているのは、条例が主語か、議員なのか。

結論：2ページの上段のところは、起草委員会で文言を整理する。

議員は、審査会に協力義務があるので、政治倫理基準を4項目に限定しないほうがよい。

審査会の協力義務は、政治倫理基準には該当しないと考える。

審査会の審査は、4項目以外にもできるのではないか。その点を明確にすべきである。

法令を遵守することは、政治倫理基準ではないのか。

審査対象を限定したほうがよい。

議員として、政治倫理基準を明確にしてほしい。他にあれば、その中に盛り込んでいけばよい。

基本的に、この流れで理解できる。

審議会に付議する項目を限定することはよいことなのか。議員が説明責任を果たさないで委員会を早退することは、政治倫理基準に違反しているのではないか。

政治倫理基準が4項目だけだと、審査会の運営は非常に狭いものになってしまう。

結論：「議長が認めること」等を4項目以外に入れることができるか、起草委員会で検討する。

1ページ目の基本的な考え方の中で、「これまで必ずしも明確ではなかった議会の役割」とあるが、従来から明確になっている。

結論：起草委員会で検討する。

1ページ目の基本的な考え方の中で、「情報公開の原則」の前に、「区民の知る権利を保障する」の文言を入れるべきである。

結論：起草委員会で検討する。

1ページ目の基本的な考え方の中で、「負託関係」があるが、区民は白紙委任をしているのではない。

結論：起草委員会で検討する。

審査請求のハードルを低くして、区民の連署は200名位が適当である。

4ページ人権侵害行為の禁止のところ、セクシャルハラスメントを後ろにもっていった方がよい。

結論：起草委員会でセクシャルハラスメントを後ろにもっていくことを検討する。

一人でセクシャルハラスメントを審査請求することができるのは、バランスを失っている。

証拠があるならば、一人で審査請求することができるようにした方がよい。

審査請求で連署が多いと、政治活動に使われるおそれがある。

政治倫理における寄附の問題も強調すべきである

寄附行為は正当な行為であるので、制限することはできない。

1 ページ前文のところで、「区民は議員を信頼し」とあるが、「区民が監視することを通して議員を信頼し」に変えたほうがよい。

結論：起草委員会で検討する。

2 ページ議会の役割のところで、「区民の意見、要望を聞き」とあるが、「区政に関する行政需要を調査し」に変えたほうがよい。

結論：起草委員会で検討する。

2 ページ区民の責務のところで、「議員・議会を通して区政運営に参画する」とあるが、それ以外にも参画の仕方はある。

結論：起草委員会で検討する。

3 ページ依頼等を行った場合の記録義務のところで、「日常的軽易な事項」とあるが、具体的な事例を挙げてほしい。

結論：起草委員会で検討する。

5 ページ審査結果の尊重のところで、「必要と認められる措置」とあるが、具体的な事例を挙げてほしい。

結論：起草委員会で検討する。

2 次回の日程

10月29日（金）午前10時に開催する。